

さいたま市教組新聞

編集・発行/
さいたま市
教職員組合
〒330-0843
さいたま市大宮区
吉敷町4-93-5
大宮教育会館2F
TEL 641-6763
FAX 648-3567
2011.12.14 (水)
No. 189

4つの要求署名スタート

多忙化解消のための緊急の要求

さいたま市教組は、教職員の多忙化解消に向けて、運動を続けてきました。教職員と子どもたちにとって、今すぐに実現したい要求項目を掲げて署名を集めます。

私たちは、子どもたちの成長・発達を願い、日々教育活動を行っています。しかし健康状態が保たれていなければ、教育活動に支障をきたします。教職員の長時間過密労働への対策を具体化させるため、市教組は4項目に絞って要求署名を進めます。

労働強化でしかない土曜授業

今年度、夏休みは今まで通りとなりましたが、授業日数205日で、少なくとも一回は土曜日の授業は振り替えなしで行われました。6日続けての勤務になり、日曜の休みだけで翌週が始まるため、教職員は「疲れが取れ

ず、身体がきつい」と感じています。授業日数が増え、小

学校では週28コマを基本としているので、授業時数は足りています。労働強化以外の何もでもない振替のない土曜授業は絶対に行うべきではありません。

法律と条令を守れ

私たちの勤務時間は、労働基準法に週40時間と決められています。公立学校の教職員は県の条例で一日7時間45分、週38時間45分勤務となっています。

しかし、学習指導要領で授業時数が増え、6時間の日が増えました。学校は授業以外に会議・教材研究・学級事務、報告文書作成などさまざまな仕事がある

四つの要求項目

1. 振替のない土曜授業は行わないこと。
2. 勤務時間の始業と終業を管理するためタイムカードを導入すること。
3. 計画訪問はなくし、要請訪問のみとすること。
4. 困難校（大規模校や38人以上の学級が複数ある学校、学習及び生活上支援の必要な子が多い学校）へ市費で本採用の教員を加配すること。



私たちが勤務時間は、労働基準法に週40時間と決められています。公立学校の教職員は県の条例で一日7時間45分、週38時間45分勤務となっています。

文部科学省は2006年4月の通達で、以下の内容を示しています。1 使用者は、労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごとに始業、終業時刻を確認し、これを記録すること。

2 使用者が、始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として、次のいずれかの方法によること。

ア 使用者が、自ら現認することにより、確認し、記録すること。

イ タイムカード・ICカード等の客観的な記録を基盤として確認し、記録すること。

教職員の適正な勤務を守るためには、右にあげたことを実行することが求められます。

計画訪問は廃止を

学校の多忙化の一つに「計画訪問」があります。年間計画に割り込む形で入っています。しかも訪問日は学校の希望通りにはいきません。ある学校では7月の学期末に行わざるを得ず、公開授業でテストをやるうかという笑えない話もあります。

さいたま市は研究指定・研究推進・モデル校などが延べ232校あります。異常ともいえる校数です。計画訪

困難校に本採用教員を

問を無くすべきです。

多忙化の一つの原因に、指導が難しい子どもたちへの対応、保護者への対応で時間がとられることがあります。大規模校では学校経営での難しさもあります。さいたま市には1クラス以上の人数が38人以上の学級が決して少なくありません。一人への細やかな指導に支障が出てきます。採点や日記指導、通知票記入などに時間がかかります。支援が必要な児童・生徒が多く在籍する学校があります。人手が足りず困難を極めています。こうした困難な状況を解消するためには、本採用の教員を加配することが重要です。

